

# 岡山大学算数・数学教育学会会則

2013.6.1

第1条 本会は岡山大学算数・数学教育学会と称する。

第2条 本会は算数・数学教育に関する理論および実践に関する研究の発表、情報の交換、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会の事務所は岡山大学教育学部に置く。

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 学会の開催
- (2) 学会誌「岡山大学算数・数学教育学会誌」の発行
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第5条 本会には、会員と名誉会員を置く。

(1) 本会の会員とは、次のいずれかに該当するもので、本会の目的に賛同し、算数・数学教育の理論および実践に関する研究に従事するものをいう。

- ① 岡山大学教育学部数学教室旧教員、旧教官およびこれに準ずる者
- ② 岡山大学教育学部学生および卒業生
- ③ 岡山大学大学院教育学研究科教員、旧教官およびこれに準ずる者
- ④ 岡山大学大学院教育学研究科院生および修了生
- ⑤ 本学会員の推薦があった者

(2) 本会の名誉会員とは、本学会に貢献された会員の方で、会長により推薦され、理事会に出席している理事の3分の2の賛成をもって決まったものをいう。

第6条 会員は会費を納入するものとする。

- (1) 会費は年額4,000円（学生・院生は1,500円）とする。ただし、臨時会費を徴収することがある。
- (2) 名誉会員は会費を免除するものとする。

第7条 本会に新たに入会する者は理事会の承認を得るものとする。

第8条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 顧問 若干名

第9条 役員は次のように決める。

- (1) 会長は、岡山大学大学院教育学研究科の教員をもって、理事会において選出する。
- (2) 理事は次のようにして定める。
  - ① 岡山大学大学院教育学研究科の教員をもってあてる。
  - ② 会員のうち小学校、中学校および高等学校（特殊教育諸学校を含む）より、会長が推薦する者を、総会において選出する。
- (3) 副会長、幹事、会計、会計監査および顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第10条 役員の任務は次の通り定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、会の運営にあたる。
- (4) 幹事は本会の事務を処理する。
- (5) 会計は本会の会計を処理する。
- (6) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (7) 顧問は本会の運営などについての相談に応ずる。

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第12条 総会は毎年1回以上、これを開く。

第13条 学会誌は、毎年1回刊行する。

第14条 本会の会計年度は6月第2土曜日に始まり、翌年6月第2土曜日の前日に終わる。

第15条 本会則の変更は理事会の決議による。

第16条 会の運営に関する会則以外の事項は、別に定める。

付則 本会則は平成5年6月12日より施行する。

付則 本会則は平成9年5月24日より施行する。

付則 本会則は平成11年6月12日より施行する。

付則 本会則は平成13年6月9日より施行する。但し、第6条の改訂は平成14年6月8日より施行するものとする。

付則 本会則は平成17年6月11日より施行する。

付則 本会則は平成23年6月11日より施行する。

付則 本会則は平成25年6月1日より施行する。